

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

電子帳簿の通達

Q：電子帳簿に関する通達が出されたようですが、その内容を教えてください。

A：電子帳簿の保存要件等を定めた通達と、申請・届出に関する書類の様式を定めた通達の2本が出されました。

【解説】

この7月から電子帳簿の申請受付が開始し、国税庁からは保存要件や申請書類様式に関する通達が発遣されています。

まず、保存要件等を定めた通達では、①電子データ保存の媒体は保存義務者が任意で選ぶことが可能とされ、フロッピーをはじめ、CD-R、MO等が自由に選べるようになったほか、②訂正削除の履歴については、入力ミスの発生に配慮し入力日から1週間以内であれば何回入力データを訂正しても履歴の確保は不要とされています。③また、訂正削除にあたる行為として反対仕訳や他の帳簿の電子データを修正することにより間接的にその帳簿の内容が変更されるケースを例示しています。④このほか手続関係で、承認申請の却下はあくまで帳簿毎に行うことが明らかにされています。

次に、申請・届出に関する書類の様式を定めた通達では、5種類の様式が定められました。申請書様式には履歴の訂正方式等を記載する欄も設けられ、相当に詳細な内容となっています。

